



鳥取県公報

平成14年3月5日(火)
号外第29号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(4)(林政課).....	1
告 示	林業改善資金貸付基準の一部改正(121)(林政課).....	6

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 高品質材生産資金を廃止することとした。(第11条、別表関係)
- 2 施業受委託導入条件整備資金を施業受委託促進資金に改めることとした。(別表関係)
- 3 施業受委託促進資金に、間伐、保育その他の施業を継続して委託する場合の委託料の支払に必要な資金を加えるとともに、その貸付限度額を当該委託料の支払に要する費用の100分の80に相当する額とすることとした。(別表関係)
- 4 技術導入資金から、樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)、単線循環式軽架線又は小径木搬出用といの設置に必要な資金を除くこととした。(別表関係)
- 5 間伐材高度利用施設資金に、木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集成製造施設で知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金を加えるとともに、その貸付限度額を当該施設の設置に要する費用の100分の80に相当する額とすることとした。(別表関係)
- 6 安全生産施設資金から、油圧式立木伐倒機の購入に必要な資金を除くこととした。(別表関係)
- 7 福利厚生施設資金の貸付限度額を施設1セットにつき、750万円(現行 820万円)に改めることとした。(別表関係)
- 8 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第4号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前																																																											
<p>（事業の完了等）</p> <p>第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後3月以内（福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、被害森林整備資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新材業部門導入資金にあっては9月以内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 林業生産高度化資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(4) 施業受委託促進資金</td> <td>間伐、保育その他の施業を継続して委託する場合には、委託料の支払いに要する費用の100分の80に相当する額</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立木の管理を継続して委託する場合には、1ヘクタール1年につき1万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	1 林業生産高度化資金				(1) 略	略	略		(2) 略	略	略		(3) 略	略	略	略	(4) 施業受委託促進資金	間伐、保育その他の施業を継続して委託する場合には、委託料の支払いに要する費用の100分の80に相当する額	略	略		立木の管理を継続して委託する場合には、1ヘクタール1年につき1万円			<p>（事業の完了等）</p> <p>第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後3月以内（福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、高品質材生産資金、被害森林整備資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新材業部門導入資金にあっては9月以内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 林業生産高度化資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 高品質材生産資金</td> <td>高品質材の生産（当該高品質材を生産するための作業路の開削又は改良を含む。）に係る森林1ヘクタールにつき45万円</td> <td>5年以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(5) 施業受委託導入条件整備資金</td> <td>立木の管理の委託に係る森林1ヘクタール1年につき1万円</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>				資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間	1 林業生産高度化資金				(1) 略	略	略		(2) 高品質材生産資金	高品質材の生産（当該高品質材を生産するための作業路の開削又は改良を含む。）に係る森林1ヘクタールにつき45万円	5年以内		(3) 略	略	略		(4) 略	略	略	略	(5) 施業受委託導入条件整備資金	立木の管理の委託に係る森林1ヘクタール1年につき1万円	略	略
資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間																																																												
1 林業生産高度化資金																																																															
(1) 略	略	略																																																													
(2) 略	略	略																																																													
(3) 略	略	略	略																																																												
(4) 施業受委託促進資金	間伐、保育その他の施業を継続して委託する場合には、委託料の支払いに要する費用の100分の80に相当する額	略	略																																																												
	立木の管理を継続して委託する場合には、1ヘクタール1年につき1万円																																																														
資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間																																																												
1 林業生産高度化資金																																																															
(1) 略	略	略																																																													
(2) 高品質材生産資金	高品質材の生産（当該高品質材を生産するための作業路の開削又は改良を含む。）に係る森林1ヘクタールにつき45万円	5年以内																																																													
(3) 略	略	略																																																													
(4) 略	略	略	略																																																												
(5) 施業受委託導入条件整備資金	立木の管理の委託に係る森林1ヘクタール1年につき1万円	略	略																																																												

(5) 技術導入資金

高効率素材生産用機械、集材機、苗木生産用機械・施設、作業道開設用機械、炭生産用機械・施設、成形燃料製造機械、未利用資源利活用機械・施設、きのこ生産用の機械・施設若しくは林業経営情報システム機器で知事が定める基準に適合するもの、林内作業用トラクタ、クレーン付き作業車、索道又は移動式チップパーを購入し、又は設置するのに必要な資金

高効率素材生産用機械、タワー等を装備した集材機又は未利用資源利活用機械・施設で知事が定める基準に適合するもの

集材機(タワー等を装備した集材機を除く。)で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1セットにつき740万円

苗木生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合には、1セットにつき600万円

作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき900万円

炭生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合には、1セットにつき350万円

成形燃料製造機械で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、1台につき800万円

略

(6) 技術導入資金

高効率素材生産用機械、集材機、苗木生産用機械・施設、作業道開設用機械、炭生産用機械・施設、成形燃料製造機械、未利用資源利活用機械・施設、きのこ生産用の機械・施設若しくは林業経営情報システム機器で知事が定める基準に適合するもの、林内作業用トラクタ、クレーン付き作業車、樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)、索道、単線循環式軽架線、小径木搬出用又は移動式チップパーを購入し、又は設置するのに必要な資金

高効率素材生産用機械、タワー等を装備した集材機又は未利用資源利活用機械・施設で知事が定める基準に適合するもの

集材機(タワー等を装備した集材機を除く。)で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1セットにつき740万円

苗木生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合には、1セットにつき600万円

作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき900万円

炭生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合には、1セットにつき350万円

成形燃料製造機械で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、1台につき800万円

略

きのこ生産用
機械・施設で知
事が定める基準
に適合するもの
を購入し、又は
設置する場合に
あつては、1セッ
トにつき600万
円

林業経営情報
システム機器で
知事が定める基
準に適合するも
のを購入する場
合にあつては、
1セットにつき
600万円

林内作業用ト
ラクタを購入す
る場合にあつて
は、1台につき
780万円

クレーン付き
作業車を購入す
る場合にあつて
は、1台につき
830万円

索道を購入す
る場合にあつて
は、1セットに
つき380万円

移動式チップ
ャーを購入する
場合にあつては、
1セットにつき
600万円

きのこ生産用
機械・施設で知
事が定める基準
に適合するもの
を購入し、又は
設置する場合に
あつては、1セッ
トにつき600万
円

林業経営情報
システム機器で
知事が定める基
準に適合するも
のを購入する場
合にあつては、
1セットにつき
600万円

林内作業用ト
ラクタを購入す
る場合にあつて
は、1台につき
780万円

クレーン付き
作業車を購入す
る場合にあつて
は、1台につき
830万円

樹園地作業用
けん引車改造型
搬出用施設(モ
ノレール)を設
置する場合にあ
つては、1セッ
トにつき210万
円

索道を購入す
る場合にあつて
は、1セットに
つき380万円

単線循環式軽
架線を設置す
る場合にあつて
は、1セットに
つき190万円

小径木搬出用
といを設置す
る場合にあつて
は、1セット(延
長100メートル
分)につき110
万円

移動式チップ
ャーを購入する
場合にあつては、
1セットにつき
600万円

<p>(6) 略</p> <p>(7) 間伐材高度利用施設資金</p> <p>パーカ、ツイン丸のこ盤、木材乾燥施設、木材防腐処理施設又は集成材製造施設で、知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金</p>	<p>略</p> <p>パーカ又はツイン丸のこ盤で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、1セットにつき1,200万円</p>	<p>略</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 間伐材高度利用施設資金</p> <p>パーカ又はツイン丸のこ盤で、知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金</p>	<p>略</p> <p>パーカで知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、1セットにつき1,200万円</p> <p>ツイン丸のこ盤で知事が定める基準に適合するものを設置する場合には、1セットにつき1,200万円</p>	<p>略</p>
<p>(8) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>(9) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 略</p> <p>3 林業労働福祉施設資金</p> <p>(1) 安全生産施設資金</p> <p>防振装置付きのチェーンソー若しくは携帯用刈払機で知事が定める基準に適合するもの、電動式刈払機、自走式刈払機若しくは自動枝打機を購入し、又は玉切り装置を設置するのに必要な資金</p>	<p>略</p> <p>防振装置付きのチェーンソーで知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき25万円</p> <p>防振装置付きの携帯用刈払機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき6万円</p> <p>電動式刈払機を購入する場合には、1台につき35万円</p> <p>自走式刈払機を購入する場合には、1セットにつき420万円</p> <p>自動枝打機を購入する場合には</p>	<p>略</p>	<p>2 略</p> <p>3 林業労働福祉施設資金</p> <p>(1) 安全生産施設資金</p> <p>防振装置付きのチェーンソー若しくは携帯用刈払機で知事が定める基準に適合するもの、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機若しくは油圧式立木伐倒機を購入し、又は玉切り装置を設置するのに必要な資金</p>	<p>略</p> <p>防振装置付きのチェーンソーで知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき25万円</p> <p>防振装置付きの携帯用刈払機で知事が定める基準に適合するものを購入する場合には、1台につき6万円</p> <p>電動式刈払機を購入する場合には、1台につき35万円</p> <p>自走式刈払機を購入する場合には、1セットにつき420万円</p> <p>自動枝打機を購入する場合には</p>	<p>略</p>

<p>(2) 略 (3) 福利厚生施設資金 林業労働に従事する者を確保するための保健施設で知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金</p> <p>4 略</p>	<p>あつては、1台につき660万円</p> <p>玉切り装置を設置する場合にあつては、1セットにつき320万円</p> <p>略</p> <p>1セットにつき750万円(認定事業主(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により認定を受けた事業主をいう。以下同じ。)にあつては1,420万円)</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(2) 略 (3) 福利厚生施設資金 林業労働に従事する者を確保するための保健施設で知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金</p> <p>4 略</p>	<p>あつては、1台につき660万円</p> <p>油圧式立木伐倒機を購入する場合にあつては、1セットにつき350万円</p> <p>玉切り装置を設置する場合にあつては、1セットにつき320万円</p> <p>略</p> <p>1セットにつき820万円(認定事業主(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により認定を受けた事業主をいう。以下同じ。)にあつては1,420万円)</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
---	--	-------------------------------------	-------------------------------------	---	---	-------------------------------------	-------------------------------------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第121号

昭和51年鳥取県告示第609号(林業改善資金貸付基準について)の一部を次のように改正する。

平成14年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後

改 正 前

第 1 林業生産高度化資金

第 1 林業生産高度化資金

資金の種類	貸付内容	貸付けの相手	貸付申請の時期	貸付決定の時期
1 団地間伐促進資金	略	個人である森林所有者若しくはその協業体、 <u>素材生産業者</u> （法人にあっては、資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。） <u>素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社</u> （資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。） <u>造林会社又は造林事業を行う市町村（財産区を含む。）若しくは地方公共団体の一部事務組合</u>	略	略

資金の種類	貸付内容	貸付けの相手	貸付申請の時期	貸付決定の時期
1 団地間伐促進資金	略	個人である森林所有者若しくはその協業体、 <u>森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社</u> （資本の額又は出資の総額が1,000万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。） <u>造林会社又は造林事業を行う市町村（財産区を含む。）若しくは地方公共団体の一部事務組合</u>	略	略
2 高品質材生産資金	0.1ヘクタール以上の面積の高品質材の生産に適した立木が存在する林分において、しば丸太その他の高品質材を生産するのに必要な費用のうち、次に掲げる費用 （1）高品質材生産用作業路の開設又は改良に必要な費用 （2）作業現場から山元土場までの高品質材生産の実施に必要な費用（トラクタ、林内作業車、運搬用自動車等の使用料（機械・施設の償却費、整備費及び燃料費）、高品質材生産のための特別保育に必要な資材の購入に必要な費用及び作業労賃）	1と同じ	5月、8月又は12月	6月、9月又は1月

2 略					3 略				
3 複層林転換促進資金	略	個人である森林所有者若しくはその協業体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社、造林公社又は造林事業を行う市町村(財産区を含む。)若しくは地方公共団体の一部事務組合	略	略	4 複層林転換促進資金	略	1と同じ	略	略
4 施業受託促進資金	(1) 施業が適切に実施されていない森林を対象として必要な施業の実施を内容とした施業の委託に係る委託料の支払に必要な費用 (2) 継続的な巡視等による森林の状況の把握、これに基づく専門的見地からの委託者への施業の実施に関する助言等を内容とした立木の管理の委託に係る委託料の支払に必要な費用	略	略	略	5 施業受託導入条件整備資金	継続的な巡視等による森林の状況の把握、これに基づく専門的見地からの委託者への施業の実施に関する助言等立木の管理の委託に係る委託料を一括して前払するのに必要な資金	略	略	略
5 技術導入資金	(1)~(12) 略 (13) 略	略	略	略	6 技術導入資金	(1)~(12) 略 (13) 樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設(モノレール)の設置に必要な費用 (14) 単線循環式軽架線の設置に必要な費用 (15) 小径木搬出用とりの設置に必要な費用 (16) 略	略	略	略
6 地域技術導入資金	略	5の貸付けの相手方のうち、鳥取県特用林産振興基本計画において振興地域と指定された市町村できのこを栽培する者	略	略	7 地域技術導入資金	略	6の貸付の相手方のうち、鳥取県特用林産振興基本計画において振興地域と指定された市町村できのこを栽培する者	略	略
7 間伐材高度利用施設資金	(1)及び(2) 略 (3) 木材の含水率を15%以下とすることが可能である木材乾燥施設の設置に必要な費用 (4) 加圧式による防腐処理を行うことが可能である木材防腐処理施設の設置に必要な費用 (5) 十分な接着によ	略	略	略	8 間伐材高度利用施設資金	(1)及び(2) 略	略	略	略

	る強度の高い製品を製造することが可能である集成材製造施設の設置に要する費用			
8 特 認 間 伐 施 設 資 金	略	7と同じ	略	略

9 特 認 間 伐 施 設 資 金	略	6と同じ	略	略

第3 林業労働福祉施設資金

資金の種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
1 安 全 生 産 施 設 資 金	(1)~(4) 略 (5) 略	略	略	略
2 略				
3 福 利 厚 生 施 設 資 金	知事が別に定める基準に従って、次に掲げる施設を設置するのに必要な費用 (1)及び(2) 略 (3) (1)に附帯する面積がおおむね75平方メートル以上の駐車場	略	略	略

第3 林業労働福祉施設資金

資金の種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
1 安 全 生 産 施 設 資 金	(1)~(4) 略 (5) 油圧式立木伐倒機の購入に必要な費用 (6) 略	略	略	略
2 略				
3 福 利 厚 生 施 設 資 金	知事が別に定める基準に従って、次に掲げる施設を設置するのに必要な費用 (1)及び(2) 略 (3) (1)に隣接する面積がおおむね150平方メートル以上のグラウンド (4) (1)又は(3)に附帯する面積がおおむね75平方メートル以上の駐車場	略	略	略

